

USドル建てで、万一の保障はより厚く、 将来の資産はより大きく



募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ドルスマート」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ドルスマート」は、**メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**
- 三菱UFJ銀行は、「ドルスマート」の引受保険会社であるメットライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

お支払いに関する手続き等について

お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合にも、必ずご連絡ください。

ご連絡先 **メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター**
0120-066-036 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)について

この保険の生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)のみが行うことができます。なお、その身分、権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

ご連絡先 **メットライフ生命 お客さま相談室**
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申し込みください。また、契約後は大切に保管してください。

当保険には為替リスクがあります。くわしくは、当該商品取扱資格を持った担当者までご相談ください。

(お問い合わせ、ご照会)

■募集代理店

 **MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

2019年4月現在(No.05366)

(契約後のご照会)

■引受保険会社

 **MetLife**
 メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036

営業時間:月曜日～金曜日(年末年始および祝日を除く)
 9:00～18:00(一部24時間対応)

募1812-0645 WL01B-PD-0001-0005[4](19.04)
 (2018年12月作成)

積立利率変動型終身保険(米国通貨建 2002)

〔運用通貨〕 **USドル**

ドルスマート(ドルSmart)

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼 商品パンフレット」は、「ドルスマート」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

**ご注意
 ください**

- ご負担いただく費用があります。
- 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは「注意喚起情報」
 冒頭赤枠部分をご確認ください。

「ドルスマート」は、メットライフ生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

■募集代理店

 **MUFG 三菱UFJ銀行**

■引受保険会社

 **MetLife**
 メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

この保険の引受保険会社はメットライフ生命保険株式会社です。
 株式会社三菱UFJ銀行は、メットライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

万一の保障はより厚く、
将来の資産はより大きく。

ドルスマートは
積立利率の「最低保証」と
「運用実績による上昇の期待」の
ダブルの機能で、
USDルを味方として効率的に
そなえることができます。

CONTENTS

商品パンフレット

ドルスマート2つのプラン…………… 3～4ページ

基本プラン…………… 5～6ページ

低解約返戻金プラン…………… 7～8ページ

ご契約時のお取り扱いについて… 9～10ページ

ご契約後のお取り扱いについて… 11～14ページ

Q&A…………… 15～16ページ

ご参考…………… 17～18ページ

MetLife Club…………… 19～20ページ

契約概要…………… 21～33ページ

注意喚起情報…………… 34～45ページ

個人情報に関する重要事項…………… 46ページ

契約情報の利用について…………… 46ページ

ドルスマートのポイント

「万一にそなえて
保障を手厚くしたい。
保障が不要になったら
老後資金に使いたい」

「最低保証があると安心。
最低保証の利率は
なるべく高い方が
助かる」

「加入時の利率が
高いとは限らない。
経済動向にあわせて
利率も変わる
しくみがほしい」

Point
1

**万一のそなえと将来のための
資産づくりが可能です**

万一の場合は死亡保険金をご家族のためにのこせます。
将来、保障に代えてご自身の老後資金として受け取ることもできます。



老後にもそなえられて
安心ね

Point
2

**積立利率はUSDル建てで
年3.00%を最低保証します**

※積立利率 年3.00%の最低保証はUSDル建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。

※積立利率については、[契約概要2](#)「積立利率について」をご覧ください。



年3.00%の
最低保証があるんだな

Point
3

**運用実績に応じて
積立利率を毎月見直します**

※くわしくは [15～16ページ](#)「Q&A」をご覧ください。



利率が毎月変わるなら
効率的にふやせるかも

ご選択いただけるプランは [3～4ページ](#) をご覧ください。

ドルスマートは2つのプランからお選びいただけます。

基本プラン

USDル建てで、「万一」にそなえながら将来のための資産づくりができます。

イメージ図



低解約返戻金プラン

保障内容はそのまま、基本プランと比べ割安な保険料でお申し込みいただけます。

イメージ図



基本プランと低解約返戻金プランの違いは？

・基本プランと低解約返戻金プランのご契約内容が同じ場合

ご契約時の保険金額	保険料負担額	低解約返戻金期間	保険料払込期間中の解約返戻金額
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基本</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基本</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基本</div> なし	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基本</div> そのまま
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">低解約返戻金</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">低解約返戻金</div> 割安	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">低解約返戻金</div> あり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">低解約返戻金</div> 抑制あり

基本プランと低解約返戻金プランとでご契約時の保険金額に差は生じません。

基本プランと比べて、低解約返戻金プランの保険料は割安になります。

低解約返戻金プランには、解約返戻金額が抑えられた期間があります。

低解約返戻金プランは、保険料払込期間満了日までは解約返戻金額が低く抑えられています。

Point 1 万一のそなえと将来のための資産づくりが可能です

万一の場合は死亡保険金をご家族のためにのこせます。将来、保障に代えてご自身の老後資金として受け取ることもできます。
※死亡・高度障害保険金をお支払いしたとき、または解約されたときには、ご契約は消滅します。

Point 2 積立利率はUSD建てで年3.00%を最低保証します

積立利率は、年3.00%を下回ることはありません。
※積立利率 年3.00%の最低保証はUSD建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。
※積立金からは死亡・高度障害保障等のための費用等が毎月差し引かれますので、積立金が積立利率でそのまま複利運用されるものではありません。

Point 3 運用実績に応じて積立利率を毎月見直します

積立利率は、米国の経済状況を反映した運用成果が期待できます(*)。
※米国の市場金利の上下動が、そのまま積立利率に反映されるものではありません。
※積立利率は毎月1日に見直されます。見直された積立利率は1ヵ月間積立金に付利し、積立金を増加させます。

ご契約例

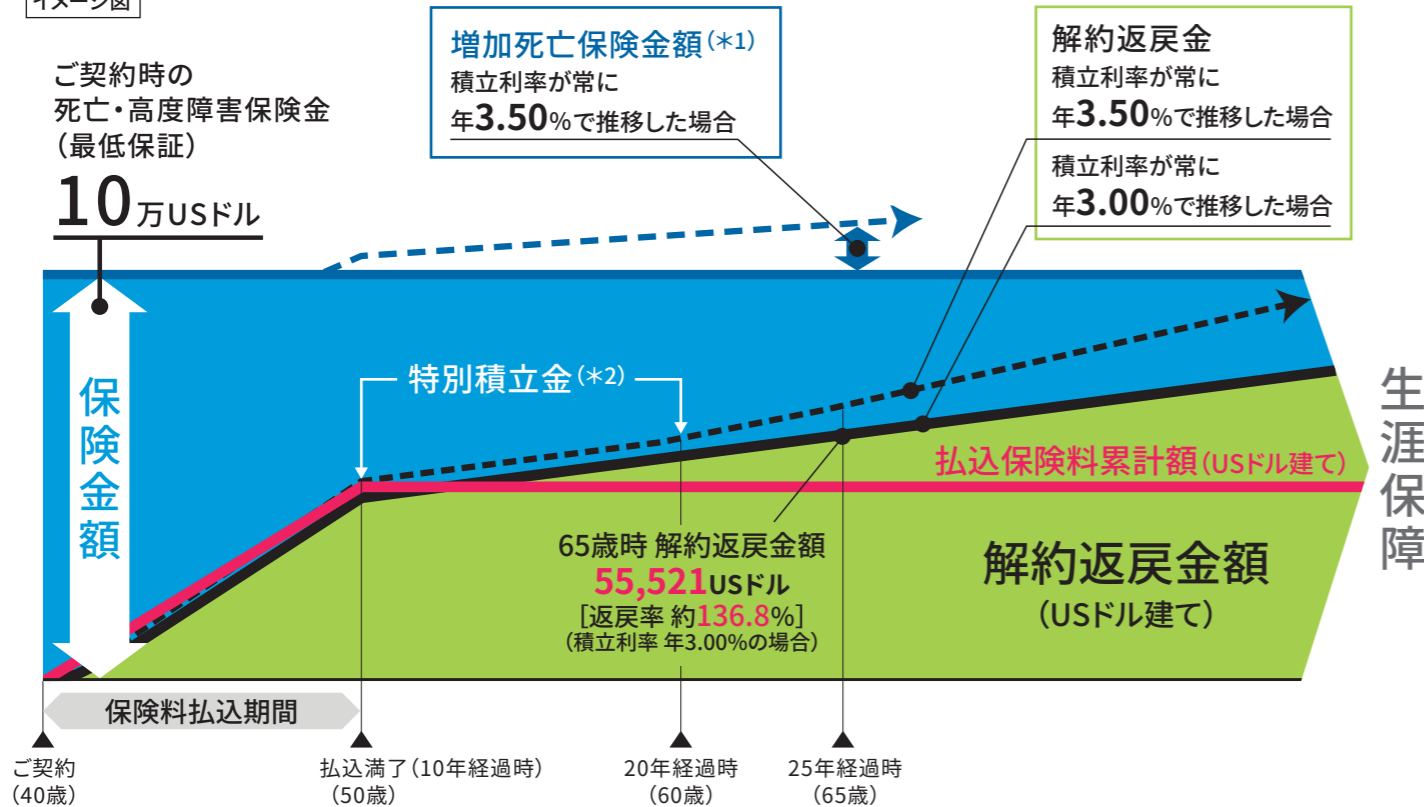
- 被保険者の契約年齢・性別：40歳女性の場合（計算基準日：2018年12月1日）
 - 保険料の払込通貨：円 **USD建て保険料を円で払い込み**
 - 保険期間：終身
 - 保険料払込期間：10年払込満了
 - 保険金額：10万USDドル
- ※メットライフ生命所定の為替レートで円換算

基本プラン

(低解約返戻金特則なし) 年払保険料:4,057.80USDドル

(ご参考)
月払保険料:353.70USDドル

イメージ図



- *1 積立金が一定の条件を満たした場合、増加死亡保険金額が発生します(積立金額により保険金額が増加しない場合があります)。くわしくは [契約概要2](#) 「増加死亡保険金額について」をご覧ください。
- *2 ご契約から10年および20年経過時に、資産の運用実績に応じた特別積立金があります(資産の運用実績により積立金の積み増しがありません)。くわしくは [契約概要2](#) 「特別積立金について」をご覧ください。

※保険金等を円に交換する際に為替リスクがあります。



万一、保険料のお払い込みが困難になった場合でも、払済終身保険への変更等を行うことで、ご契約を継続することができます。くわしくは [13ページ](#) をご覧ください。

解約返戻金額例表(年払の場合)

(単位:USDドル)

経過年数	被保険者年齢	払込保険料累計額	基本プラン			
			積立利率年3.00%		積立利率年3.50%	
			解約返戻金額	返戻率	解約返戻金額	返戻率
5年	45歳	20,289	17,523	86.3%	17,803	87.7%
7年	47歳	28,405	26,064	91.7%	26,609	93.6%
8年	48歳	32,463	30,514	94.0%	31,230	96.2%
9年	49歳	36,521	35,089	96.0%	36,003	98.5%
10年	50歳	40,578	39,794	98.0%	41,184	101.4%
11年	51歳	40,578	40,683	100.2%	42,315	104.2%
15年	55歳	40,578	44,437	109.5%	47,159	116.2%
25年	65歳	40,578	55,521	136.8%	62,708	154.5%
35年	75歳	40,578	68,612	169.0%	81,634	201.1%
45年	85歳	40,578	81,900	201.8%	102,642	252.9%

- 上記の解約返戻金額は、積立利率(年3.00%/年3.50%)が保険期間中一定でそのまま推移したと仮定して計算した経過年数末日のものです(契約後も積立利率は毎月見直されますので、実際には保険期間中一定ではありません)。年3.00%については最低保証されていますが、年3.00%を超えた仮定の積立利率により計算された数値は、商品のしくみ等をご理解いただくための例示であり、将来の受取額等をお約束するものではありません。
- 上記の解約返戻金額のうち積立利率年3.50%の場合の数値は、特別積立金 が合算された金額をもとに算出しています。
- 上記の払込保険料累計額は1USD未満を切り上げ、解約返戻金額は1USD未満を切り捨て、返戻率は「解約返戻金額÷払込保険料累計額」で算出し、小数第2位を切り捨てて表示しています。
- ご契約を解約されると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ※年齢・性別等の契約条件や特別・特約の有無により、上記とは異なる推移を示す場合がありますので、お申し込みいただく契約条件の具体的な数値については設計書にてご確認ください。

保険料・保険金・解約返戻金等はすべてUSD建てです。そのため、USDと円を交換する際には為替相場の影響を受けます。
・USD建ての保険料のお払い込みは円で行います(円入金特約)。この場合、保険料はUSD建てで一定ですが、円での払込額は毎回異なります(全期前納時のみ保険料のお払い込みはUSD・円どちらも可能です)。
・USD建ての保険金等のお受け取りはUSDで行います(円支払特約を付加した場合は円でも可能です)。

低解約返戻金プラン

保障内容はそのまま、基本プランと比べ割安な保険料でお申し込みいただけます。

※低解約返戻金プランの場合、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は、所定の割合で抑制されています。

保険料は
月払・半年払・年払
からお選びいただけます。

Point
1

万一のそなえと将来のための資産づくりが可能です

万一の場合は死亡保険金をご家族のためにのこせます。将来、保障に代えてご自身の老後資金として受け取ることもできます。
※死亡・高度障害保険金をお支払いしたとき、または解約されたときには、ご契約は消滅します。

Point
2

積立利率はUSDル建てで年3.00%を最低保証します

積立利率は、年3.00%を下回ることはありません。
※積立利率 年3.00%の最低保証はUSDル建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。
※積立金からは死亡・高度障害保障等のための費用等が毎月差し引かれますので、積立金が積立利率でそのまま複利運用されるものではありません。

Point
3

運用実績に応じて積立利率を毎月見直します

積立利率は、米国の経済状況を反映した運用成果が期待できます(*)。
※米国の市場金利の上下動が、そのまま積立利率に反映されるものではありません。
※積立利率は毎月1日に見直されます。見直された積立利率は1ヵ月間積立金に付利し、積立金を増加させます。

ご契約例

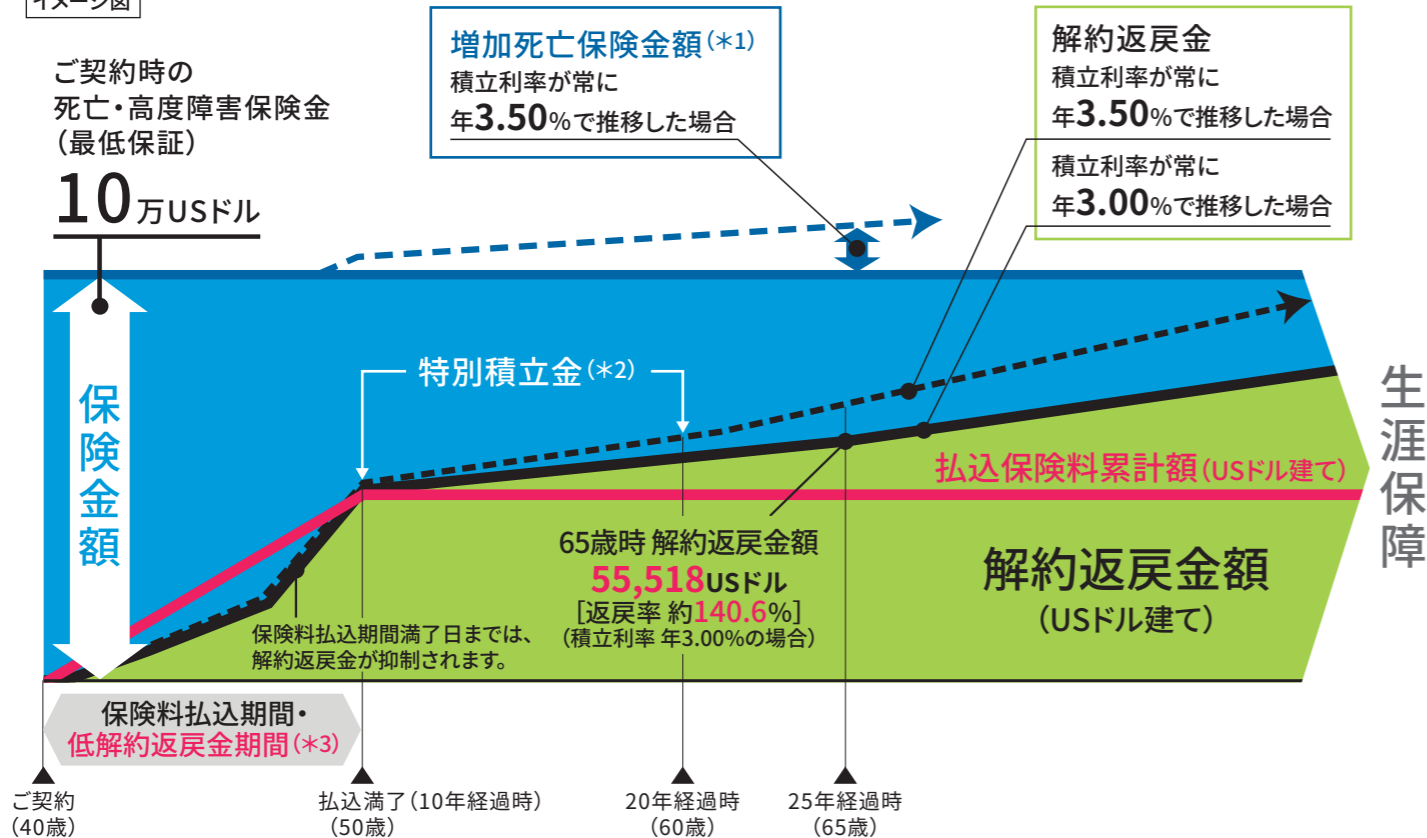
- 被保険者の契約年齢・性別：40歳女性の場合(計算基準日：2018年12月1日)
 - 保険料の払込通貨：円 **USDル建て保険料を円で払い込み**
 - 保険期間：終身
 - 保険料払込期間：10年払込満了
 - 保険金額：10万USDル
- ※メットライフ生命所定の為替レートで円換算

低解約返戻金プラン (低解約返戻金特則あり)

年払保険料：3,947.10USDル

(ご参考)
月払保険料：344.10USDル

イメージ図



- *1 積立金が一定の条件を満たした場合、**増加死亡保険金額**が発生します(積立金額により保険金額が増加しない場合があります)。くわしくは [契約概要 2](#) 「増加死亡保険金額について」をご覧ください。
- *2 ご契約から10年および20年経過時に、資産の運用実績に応じた **特別積立金**があります(資産の運用実績により積立金の積み増しがありません)。積立利率が常に年3.00%で推移した場合、**特別積立金**はありません。くわしくは [契約概要 2](#) 「特別積立金について」をご覧ください。
- *3 解約返戻金の水準を低く設定している期間のことをいい、低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一となります。なお、保険料払込期間の最終の期月までの保険料をお払いいただいた場合でも、保険料払込期間満了日までは解約返戻金が抑制されます(ご契約例の場合、保険料払込済であれば、ご契約後11年目の契約応当日以後は解約返戻金の抑制はありません。くわしくは [契約概要 11](#) をご覧ください)。

※保険金等を円に交換する際に為替リスクがあります。

解約返戻金額例表(年払の場合)

(単位:USDル)

経過年数	被保険者年齢	払込保険料累計額	低解約返戻金プラン			
			積立利率年3.00%		積立利率年3.50%	
			解約返戻金額	返戻率	解約返戻金額	返戻率
5年	45歳	19,736	12,110	61.3%	12,306	62.3%
7年	47歳	27,630	18,198	65.8%	18,582	67.2%
8年	48歳	31,577	23,654	74.9%	24,215	76.6%
9年	49歳	35,524	29,856	84.0%	30,643	86.2%
10年	50歳	39,471	36,809	93.2%	38,106	96.5%
11年	51歳	39,471	40,682	103.0%	42,327	107.2%
15年	55歳	39,471	44,436	112.5%	47,173	119.5%
25年	65歳	39,471	55,518	140.6%	62,725	158.9%
35年	75歳	39,471	68,603	173.8%	81,652	206.8%
45年	85歳	39,471	81,852	207.3%	102,632	260.0%

- 上記の解約返戻金額は、積立利率(年3.00%/年3.50%)が保険期間中一定でそのまま推移したと仮定して計算した経過年数末日のものです(契約後も積立利率は毎月見直されますので、実際には保険期間中一定ではありません)。年3.00%については最低保証されていますが、年3.00%を超えた仮定の積立利率により計算された数値は、商品のしくみ等をご理解いただくための例示であり、将来の受取額等をお約束するものではありません。
 - 上記の解約返戻金額のうち積立利率年3.50%の場合の数値は **特別積立金** が合算された金額をもとに算出しています。
 - 上記の払込保険料累計額は1USDル未満を切り上げ、解約返戻金額は1USDル未満を切り捨て、返戻率は「解約返戻金額÷払込保険料累計額」で算出し、小数第2位を切り捨てて表示しています。
 - 上記の解約返戻金額例表における の部分は、低解約返戻金期間として解約返戻金が抑制されています。
 - ご契約を解約されると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ※年齢・性別等の契約条件や特則・特約の有無により、上記とは異なる推移を示す場合がありますので、お申し込みいただく契約条件の具体的数値については設計書にてご確認ください。

保険料・保険金・解約返戻金等はすべてUSDル建てです。そのため、USDルと円を交換する際には為替相場の影響を受けます。

- USDル建ての保険料のお払い込みは円で行います(円入金特約)。この場合、保険料はUSDル建てで一定ですが、円での払込額は毎回異なります(全期前納時のみ保険料のお払い込みはUSDル・円どちらでも可能です)。
- USDル建ての保険金等のお受け取りはUSDルで行います(円支払特約を付加した場合は円でも可能です)。

保険料の前納について

ご契約時に、将来の保険料の全部または一部を
まとめてお払い込みいただけます。

Point 1

前納保険料には割引があります。

- 前納いただいた保険料は、メットライフ生命が積み立てておき、毎年の契約当日が到来するごとに保険料に充当します。
- 将来の保険料をまとめてお払い込みいただくため、保険料はメットライフ生命所定の利率で割引かれます。

Point 2

前納保険料の残額は払い戻します。

- ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納保険料の残額(前納時の未経過期間保険料返金額)を保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、保険料の払込免除事由に該当し、以後のお払い込みが免除された場合も前納保険料の残額を払い戻します。

Point 3

前納保険料は生命保険料控除の対象となります。

- 前納いただいた保険料は、毎年保険料に充当されるため、充当された金額がその年の生命保険料控除の対象となります。

前納のお取り扱いについて

初回保険料と前納保険料の合計額を一括でお払い込みいただけます。

保険料払込期間が10年以下の場合 → 全期前納となります。

- ご契約時にすべての保険料をまとめてお払い込みいただけます。

保険料払込期間が10年を超える場合 → 一部前納となります。

- ご契約時に初回保険料および前納保険料を合計して10年分の保険料をお払い込みいただけます(前納の対象とならない部分の保険料は、11年目以後、毎年お払い込みいただけます)。

※お取り扱いはご契約時のみとなります。

※保険料払込方法は年払のみとなります。

※全期前納時のみ保険料のお払い込みはUSドル・円どちらも可能です。

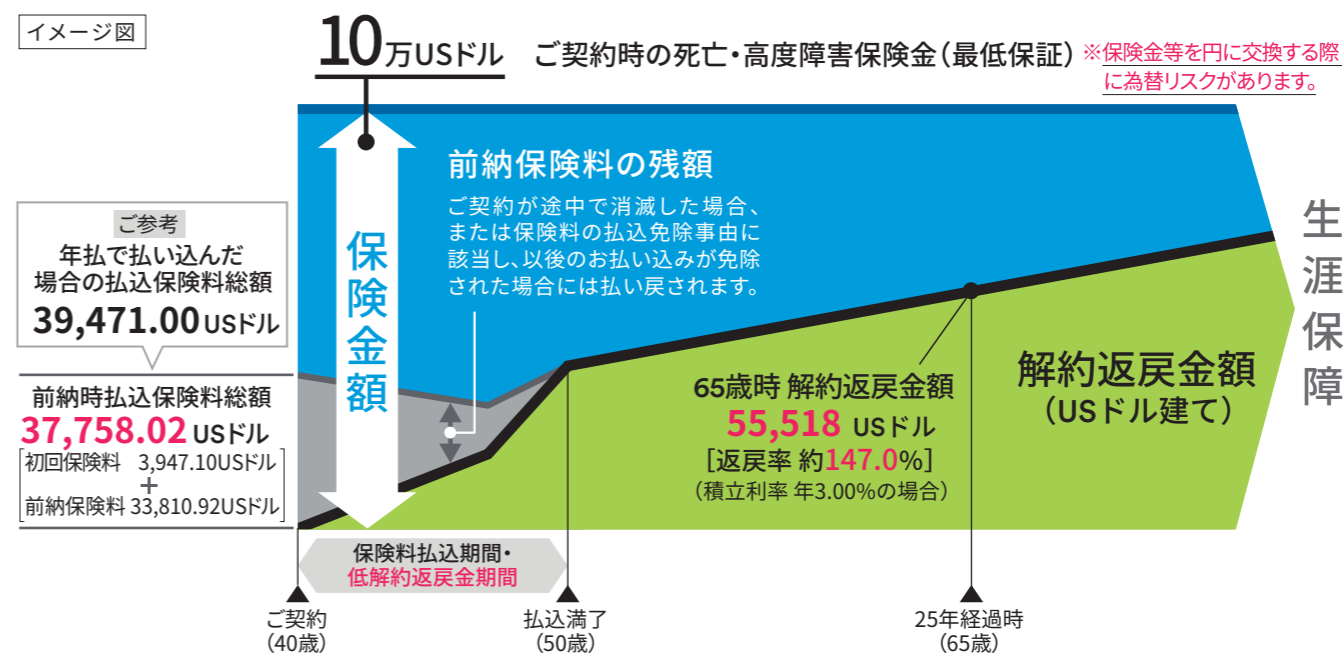
※前納契約については、前納期間中は減額や払済終身保険への変更ができない等の制限があります。

ご契約例

- 被保険者の契約年齢・性別:40歳女性の場合(計算基準日:2018年12月1日)
- 保険期間:終身 ・保険金額:10万USドル
- 保険料払込期間:10年払込満了で前納を選択 ・積立利率が常に年3.00%で推移した場合

低解約返戻金プラン(低解約返戻金特則あり)でご契約時に前納を選択した場合

イメージ図



解約時お受取金合計額例表

- 基本プランの前納時払込保険料総額:38,816.98USドル(初回保険料4,057.80USドル+前納保険料34,759.18USドル)
- 低解約返戻金プランの前納時払込保険料総額:37,758.02USドル(初回保険料3,947.10USドル+前納保険料33,810.92USドル)
(単位:USドル)

経過年数	被保険者年齢	基本プラン			低解約返戻金プラン		
		前納時払込保険料総額	積立利率年3.00% 解約時お受取金合計額	返戻率	前納時払込保険料総額	積立利率年3.00% 解約時お受取金合計額	返戻率
5年	45歳	38,817	37,414	96.3%	37,759	31,459	83.3%
7年	47歳	38,817	38,118	98.1%	37,759	29,923	79.2%
8年	48歳	38,817	38,590	99.4%	37,759	31,509	83.4%
9年	49歳	38,817	39,147	100.8%	37,759	33,803	89.5%
10年	50歳	38,817	39,794	102.5%	37,759	36,809	97.4%
11年	51歳	38,817	40,683	104.8%	37,759	40,682	107.7%
15年	55歳	38,817	44,437	114.4%	37,759	44,436	117.6%
25年	65歳	38,817	55,521	143.0%	37,759	55,518	147.0%
35年	75歳	38,817	68,612	176.7%	37,759	68,603	181.6%
45年	85歳	38,817	81,900	210.9%	37,759	81,852	216.7%

・上記の解約時お受取金合計額は、積立利率(年3.00%)が保険期間中一定でそのまま推移したと仮定して計算した経過年数末日のもので、(契約後も積立利率は毎月見直されますので、実際には保険期間中一定ではありません)。

・上記の解約時お受取金合計額とは、前納保険料の残額と解約返戻金額の合計額です。

・上記の前納時払込保険料総額は1USドル未満を切り上げ、解約時お受取金合計額は1USドル未満を切り捨て、返戻率は「解約時お受取金合計額÷前納時払込保険料総額」で算出し、小数第2位を切り捨てて表示しています。

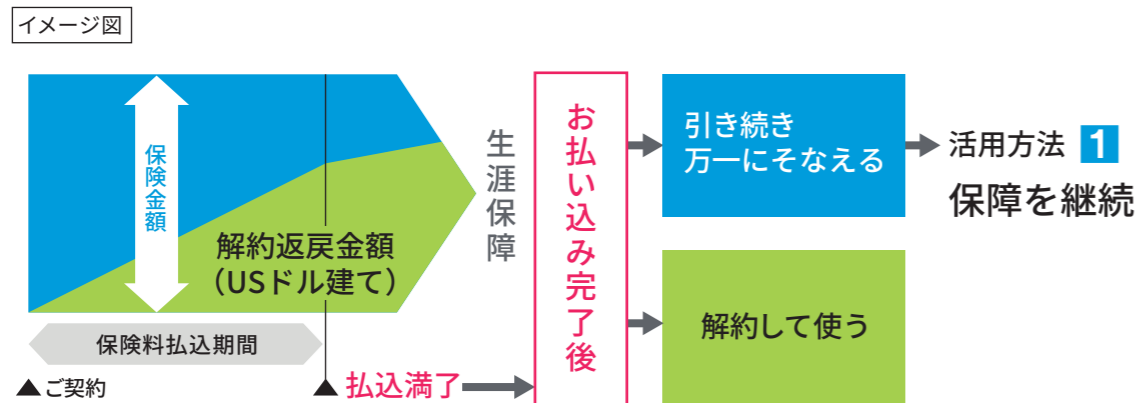
・上記の解約時お受取金合計額例表における 38,817 の部分は、低解約返戻金期間として解約返戻金が抑制されています。

・ご契約を解約されると、解約時お受取金合計額は多くの場合、前納時払込保険料総額よりも少ない金額になります。

※年齢・性別等の契約条件や特則・特約の有無により、上記とは異なる推移を示す場合がありますので、お申し込みいただく契約条件の具体的な数値については設計書にてご確認ください。

お払い込み完了後の活用方法について

保険料のお払い込み完了後には、ライフプランにあわせて活用方法を変更することも可能です。



万一の保障に代えて、一括でのお受け取りや年金でのお受け取りをご選択いただけます。
(一括受取時または年金移行時に、円支払特約を付加して、円で受け取ることもできます。)

活用方法 2 一括でのお受け取り

解約返戻金をまとめた資金として使えます。

まとまったリフォーム資金として
¥ 円で



海外旅行の資金として
\$ USドルで



孫や子どもへの留学資金援助として
\$ USドルで



活用方法 3 一部を解約してお受け取り

急な出費が発生したときに、必要な金額だけを解約して使うこともできます。

活用方法 4 年金でのお受け取り

ゆとりある生活の上乗せとして、生涯にわたって毎年年金として受け取ることができます。
※年金移行特約を付加して、終身年金で受け取る場合

イメージ図

活用方法 1 死亡保障として継続する



活用方法 2 一括で解約返戻金を受け取る



※解約した場合、以後の保障はなくなります。

活用方法 3 必要な金額を都度一部解約して使う



活用方法 4 解約して、年金として受け取る [年金移行特約]

※一部を解約して、年金として受け取ることもできます。



※年金額はご契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点の年金移行特約の基礎率等に基づいて計算された金額となります。
※年金年額が所定の金額を下回る場合や移行時の年齢が所定の範囲外の場合等には、年金移行特約のお取り扱いができません。
※年金移行特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*円支払特約を付加した場合、円でのお受け取りが可能ですが、これを円換算する場合には、為替相場の影響を受けます。

※低解約返戻金プランでは、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。また、これを円換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替変動の影響を受けます。

※死亡・高度障害保険金をお支払いしたとき、または解約されたときには、ご契約は消滅します。

保険料のお払い込みが困難になった場合について

保険料のお払い込みが困難になった場合でも、以下がご利用いただけます。

一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料の自動振替貸付

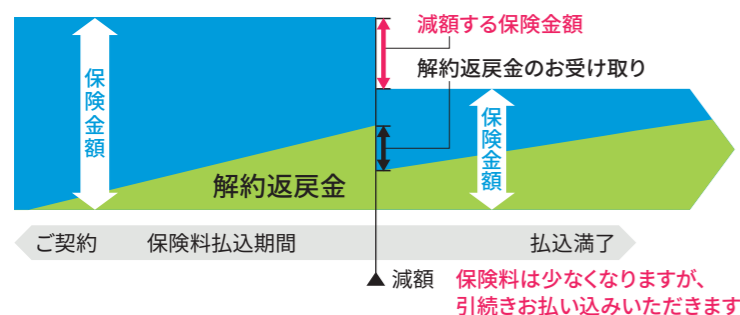
保険料払込猶予期間を過ぎた場合に、あらかじめ貸付をご希望されない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の一定範囲内でメットライフ生命が保険料を自動的にお立て替えます。貸付金にはメットライフ生命所定の利率で利息がかかります。

※貸付金のご返済がない場合、元利金が増えてご契約が失効することがあります。

保険料のご負担を軽くしたいとき

保険金額の減額

イメージ図



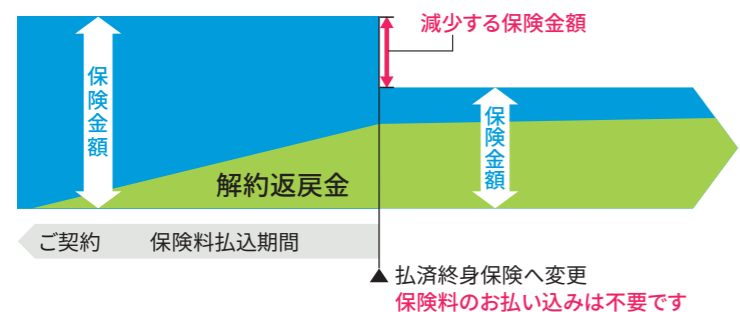
メットライフ生命が定める範囲内で保険金額を減額することで、お払い込みいただく保険料を減らすことができます。減額部分は解約されたものとして取り扱い、解約返戻金等がある場合にはお受け取りいただけます。

※減額(一部解約)された部分の以後の保障はなくなります。

途中で保険料のお払い込みをやめ、ご契約を有効に継続したいとき

払済終身保険への変更

イメージ図



保険料のお払い込みを中止して、その時点での解約返戻金等をもとに保険料払込済みの終身保険に変更することができます。変更された場合、保険期間は変わりませんが、保険金額はほとんどの場合減少します。

※健康上の理由等で特別条件が適用された場合にはお取り扱いができない等、一定の制限があります。

※低解約返戻金プランでは、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。

保険料払込免除について

すべてのご契約

・責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料のお払い込みは免除され、保障は一生涯継続します。

三大疾病保険料払込免除特約(2016)を付加したご契約

・保険料払込期間中に、被保険者が三大疾病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)で所定の状態に該当された場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

※悪性新生物の場合には、90日の待機期間(不てん補期間)があります。また、上皮内新生物は対象になりません。この特約について、くわしくは[契約概要 8](#)をご覧ください。

※三大疾病保険料払込免除特約(2016)が付加される場合の保険料は、この特約が付加されている場合の保険料率を使用しますので、付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

※三大疾病保険料払込免除特約(2016)は主契約の締結の際にのみ付加できます。保険期間中の特約の中途付加および特約のみの解約はお取り扱いできません。

ご契約成立後にお送りする書類について

ご契約後は、メットライフ生命から下記の書類・ご案内をお送りいたします。ご契約に関する重要な書類やご案内となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管くださいますようお願いいたします。

※お送りする書類・ご案内は変更になる場合があります。

ご契約成立後 約1週間

- ・生命保険証券
- ・ファイナンシャルサービスセンターのご案内
- ・メットライフクラブのご案内

※簡易書留にてお送りします。

保険期間中

口座振替月の20日頃
(保険料払込期間中)

・保険料ご請求のお知らせ

※円入金特約を付加された場合にお送りします。

毎年10月以降
(保険料払込期間中)

・生命保険料控除証明書

毎年の契約応当日
到来後

・現在のご契約内容のお知らせ

※直近1年間の積立利率や保険金額、解約返戻金等をお知らせします。

Q.1 ドルスマートを選ぶ理由はどこにありますか？

A.1-1 円よりも相対的に金利が高いUSドルを活用。

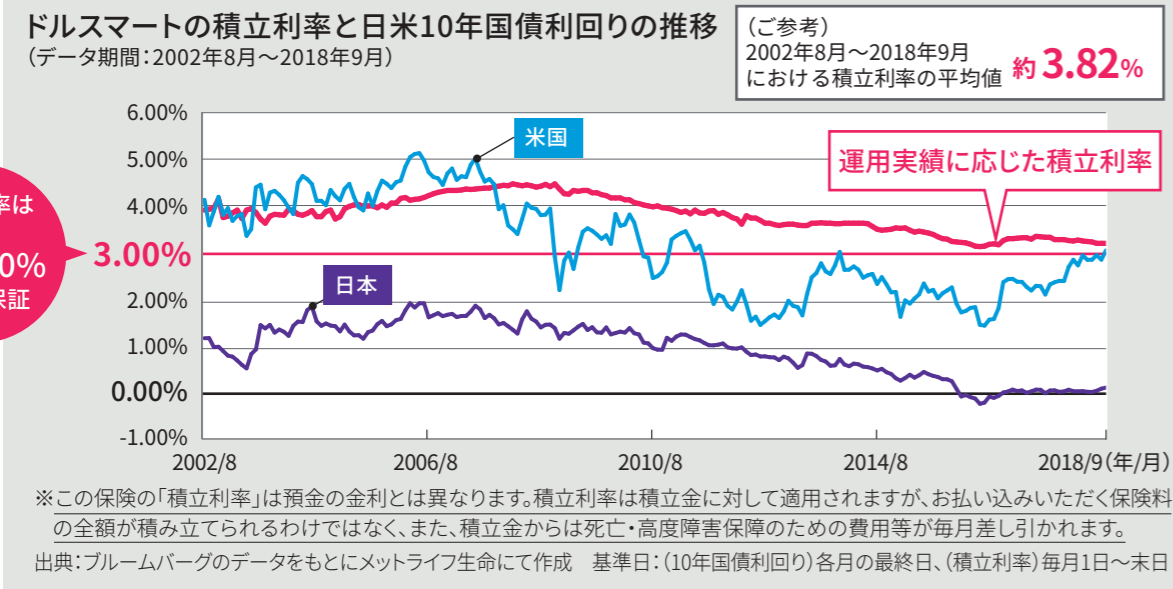
米国の国債は、長期にわたり常に日本よりも高い水準の利回りを維持しています。長期運用を考えると、この金利差は運用益にも大きな差をもたらします。
 ※将来にわたって米国の金利水準を保証するものではありません。

A.1-2 積立利率は資産の運用実績に連動。

ドルスマートの積立利率は固定ではなく、資産の運用実績に連動して、ご契約後も毎月見直されます。前々月の運用実績から諸費用を差し引いたものが、毎月の積立利率として適用されますので、運用実績によっては最低保証を上回る積立利率で資産づくりができます。

ドルスマートの資産について

- ・主にシングルA格以上のUSドル建て公社債で運用されます。
- ・過去に購入した公社債も含まれるため、市場金利の上下に対し、緩やかに安定的に積立利率へ反映される傾向があります(*)。
- ※米国の市場金利の上下動が、そのまま積立利率に反映されるものではありません。



この保険の資産運用は、一部を除き米国のメットライフグループに委託しています。米国のメットライフグループは資産規模では世界有数(*)の生命保険グループで、多額の資産を運用しています。そのため、市場規模の大きい米国マーケット等の運用情報を有しており、それらの運用情報や資産運用ノウハウを活かし、リスクをコントロールしながら、より高い積立利率を設定できるように努めています。
 *メットライフ生命調べ(2017年12月各社決算書より)

※積立利率年3.00%の最低保証はUSドル建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。

Q.2 保険料をまとめて払うとどんな効果がありますか？

A.2 まとめて払えば払うほど、保険料が割安になります。

月払より半年払、半年払より年払等、まとめてお払い込み方法をご選択いただくことで、お払い込みいただく保険料総額が割安になります。
 また、契約時に保険料を前納いただくことで、メットライフ生命所定の利率で保険料の割引があります。



Q.3 積立利率等はどのように確認すればいいですか？

A.3 積立利率と特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。

お電話で

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-066-036

営業時間: 月曜日~金曜日(年末年始および祝日を除く)
9:00~18:00

PC・スマートフォンで

<http://www.metlife.co.jp/financial>

※契約後は、年1回、現在の積立利率(年単位の契約応当日の属する月の積立利率)と過去1年間の各月の積立利率を契約者に対してお知らせします。



日常をもっと楽しくするお得なレジャー・旅行情報から
困ったときに頼りになる健康・育児相談等、豊富なメニューでサポートします。

優待・割引・特典サービス

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、登録されたその同居のご家族

- ・会員登録制の優待・割引・特典サービスです。
- ・リゾートメニューから暮らしのサポートまで幅広く対応した充実の福利厚生サービスです。

健康生活ダイアル24

ご利用いただける方: 被保険者、そのご家族

健康に関する電話相談を24時間年中無休でお受けします。経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。

健診・人間ドックなんでも相談室

ご利用いただける方: 被保険者、そのご家族

健康診断・人間ドックについてのご質問・ご相談に専門スタッフがわかりやすくお答えします。また、再検査が必要となった場合は、健診結果の内容に応じて適切な二次検診先の予約手配も行います。

乳がん検診コンシェルジュ

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、そのご家族

「女性専用フロア」「女性技師の対応」等女性視点で選んだ乳がん検診施設探しから、専用コールセンターによる検診相談・予約手配まで、コンシェルジュがまとめてサポートします。

くらしの相談ダイアル(法律・税務相談)

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、その同居のご家族

日々の生活における法律上の不安や税務にかかわるお悩みについて、専門スタッフが電話相談をお受けします。



大きな病気にかかってしまったときのこころの不安や、
治療法についての疑問等に専門家がお応えします。

セカンドオピニオンサービス

ご利用いただける方: 被保険者

納得できる治療方法を選択するために、総合相談医に今後の治療方針について意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。また、面談でのセカンドオピニオンを受けられた場合、総合相談医の判断によっては優秀専門臨床医を紹介します。

ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス

ご利用いただける方: 被保険者

主治医のもとでは対応できない等の一定の条件を満たす場合、ベストホスピタルネットワークに登録されている、専門分野の医師が在籍している医療機関での受診・治療を紹介・手配します。

入院サポートサービス

ご利用いただける方(入院に際してのご利用を対象とします): 契約者、被保険者、そのご家族

入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスをご紹介します。

- ・家事代行
- ・ベビーシッター
- ・ペットシッター
- ・滞在施設予約

糖尿病総合サポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方等が、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

ガン総合サポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。

仕事とガン治療の両立サポート

ご利用いただける方: 被保険者

ガンと診断された就業中・就業希望の方に対して、職場への伝え方のアドバイスやメンタル面の不安解消、各種公的制度の有効活用や申請等をサポートします。

※ガンと診断された被保険者にご利用いただけます。ご家族等の代理からのお問い合わせはできません。

メンタルヘルスサポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。

会員登録制サービス と **商品付帯サービス** で構成されています。

商品付帯サービスは無料でご利用いただけます ※無料利用範囲についての詳細は、「ご利用にあたっての注意事項」をご確認ください。

メットライフ生命がおすすめする、2つのサービス



法律や税金について
相談したい

電話相談

**くらしの相談ダイアル
(法律・税務相談)**

法律

隣のマンションから、我が家の居間が丸見えになっています。マンション側に目隠しを設置してもらえないのでしょうか？

税金

専業主婦でしたがパートとして働くことになりました。税金はかかるのでしょうか？働き方によって税金に違いが出るのでしょうか？

はじめに・・・

消費生活アドバイザー資格を持つ相談員が相談に応じます。さらに、必要と判断された場合には、電話相談の経験豊富な専門家(弁護士、税理士)が相談に応じ、丁寧にわかりやすくご回答いたします。



よりよい治療方法を見つけ
前向きに取り組みたい

治療

**ベストホスピタルネットワーク／
受診手配・紹介サービス**

- ・患者の受け入れを前提としたベストホスピタルネットワークから、受け入れ先をさがすことができます。
- ・主治医の了解のもと、セカンドオピニオンを経ずに最初から専門的な治療を受けることのできる医療機関を手配・紹介します。
- ・傷病名や主治医の治療方針等をお聞きしたうえで、ティーベック(株)にて受け入れ先医療機関の選定・打診および手配まで行います。

まずは・・・

セカンドオピニオンサービスの専用の番号にお電話いただき、専任のスタッフとご相談ください。お客さまの状況にあわせて、ティーベック(株)にて判断いたします。

「ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス」について

※原則、三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)が対象となります。また、同一病名でのご利用は1回までとなります。

ご利用にあたっての注意事項

- ※これらのサービスは2018年12月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ※これらのサービスはメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。
- ※ **会員登録制サービス** は、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。 **商品付帯サービス** は、ご利用に際して会員登録の必要はありません。
- ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
- ※ご利用者の状況等により、サービスの提供を停止・制限させていただく場合があります。
- ※サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
- ※サービスをご利用いただける「ご家族」とは、1親等以内のご家族となります。
- ※サービスについての詳細はメットライフ生命ホームページの「メットライフクラブ」のページにてご確認ください。

- ・優待・割引・特典サービス、入院サポートサービスのサービスに利用料金が生じる場合は、利用者のご負担となります。また、地域によっては、ご利用いただけないサービスがあります。
- ・健診・人間ドックなんでも相談室の二次検診における診察・治療・検査・交通費等の費用は、自己負担となります。
- ・乳がん検診コンシェルジュの検診施設での受診費用は、利用者のご負担となります。
- ・セカンドオピニオンサービス、ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービスのサービスを受けるためにかかる診察関連資料の用意、および交通費等の経費、紹介された医療機関での診療にかかる費用は自己負担となります。
- ・ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービスは疾患の内容に応じて各サービス会社が適切と判断した場合に限り、サービス会社が指定する医療機関への受診・治療を手配・紹介するもので、条件によっては受けられない場合があります。
- ・糖尿病総合サポートサービス、ガン総合サポートサービスのサービスを受けるためにかかる交通費等の経費、紹介された医療機関での診療にかかる費用は自己負担となります。
- ・メンタルヘルスサポートサービスの無料での面談は、年間3回(1回約50分)までとなります。

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

「ドルスマート」は、被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合に、保険金をお支払いすることを主な目的とした、USドル建ての終身保険です。

正式名称：積立利率変動型終身保険（米国通貨建 2002）

1 引受保険会社の名称、住所等

- 名称：メットライフ生命保険株式会社
- 住所：東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
- 電話：0120-880-533（お客さま相談室）
- ホームページ：www.metlife.co.jp

2 商品のしくみと特徴

- 被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合、保険金をお支払いします。保障は一生続きます。
- 保険料・保険金・解約返戻金等はすべてUSドル建てです。そのため、USドルと円を交換する際には為替相場の影響を受けます。
- USドル建ての保険料のお払い込みは円で行います（円入金特約）。この場合、保険料はUSドル建てで一定ですが、円での払込額は毎回異なります（全期前納時のみ保険料のお払い込みはUSドル・円どちらも可能です）。USドル建ての保険金等のお受け取りはUSドルで行います（円支払特約を付加した場合は円でも可能です）。
- 積立利率は年3.00%が最低保証されています。積立利率はご契約後も毎月更改されますので、保険期間中米国の経済状況を反映した運用成果が期待できます（*）（当保険の資産は、主にシングルA格以上のUSドル建て公社債で運用されます）。
* 米国の市場金利の上下動が、そのまま積立利率に反映されるものではありません。
※積立利率 年3.00%の最低保証はUSドル建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。
- ご契約から10年および20年経過時に、運用実績に応じて積立金が積み増しされる場合があります（特別積立金）。
- 運用状況により積立利率が年3.00%を上回った場合には、保険金額の増加が期待できます（増加死亡保険金額）。
- 「低解約返戻金プラン（低解約返戻金特則あり）」の場合、保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。そのため、「基本プラン（低解約返戻金特則なし）」の場合に比べて、保険金額はそのまま割安な保険料でご契約いただけます。
- 被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料のお払い込みは免除され、保障は一生継続します。
- **基本プラン（低解約返戻金特則なし）**のしくみ図や保険料例については **5・6ページ** をご覧ください。
- **低解約返戻金プラン（低解約返戻金特則あり）**のしくみ図や保険料例については **7・8ページ** をご覧ください。

※保険料等は、お申し込みいただく際に申込書等にてご確認ください。

※年齢や保険料、保険金額、被保険者の健康状態等によっては、お取り扱いできないことや一部お取り扱いを制限させていただくことがあります。

積立利率について

- 積立利率とは、積立金（将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分）に付利する利率のことをいいます（保険料に付利する利率ではありません）。
- 積立利率は毎月1日に設定されます。設定された積立利率は、1ヵ月間、積立金に付利し、積立金を増加させます。
- お払い込みいただいた保険料から、契約の締結・維持に必要な費用を差し引いた金額が、積立金として将来の保険金等のお支払いにそなえて積み立てられます。また、積立金からは、死亡・高度障害保障等のための費用等が毎月差し引かれます。そのため、積立金が積立利率でそのまま複利運用されるものではありません（**積立利率は実質利回りを示すものではありません**）。
- 毎月の積立利率は、他の保険と区分経理された当保険の資産の前々月の運用実績から、資産運用のための運営費率、積立金を最低保証するための保証費率、その他費用を差し引いた利率です。
 - ※「区分経理」とは、メットライフ生命の資産・負債・損益をいくつかの保険種類に区分し、それぞれ管理することをいいます。
- 積立利率は、年3.00%（予定利率）を最低保証します。
 - ※**積立利率 年3.00%の最低保証はUSドル建ての場合であり、円で最低保証するものではありません。**
- 積立利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター	0120-066-036
メットライフ生命ホームページ	http://www.metlife.co.jp/financial (*)

- *表紙に記載の商品名のページをご覧ください。
- 契約後、最初に適用される積立利率は、「契約日」の属する月の積立利率となります。
- 契約後は、年1回、現在の積立利率（年単位の契約応当日の属する月の積立利率）と過去1年間の各月の積立利率を契約者に対してお知らせします。

特別積立金について

- 契約後10年および20年継続した保険契約に対しては、契約後10年ごとの資産の運用実績に応じて計算された金額を、保険契約の積立金に積み増す特別積立金があります（資産の運用実績により積立金の積み増しがない場合があります）。
- 契約後10年未満で消滅した保険契約に対しては特別積立金はありません。また、契約後20年未満で消滅した保険契約に対しても、契約後20年経過時の特別積立金はありません。
- 積立利率が常に年3.00%で推移した場合、特別積立金はありません。

増加死亡保険金額について

- 増加死亡保険金額とは、ご契約の際に定められた保険金額とは別に、前月末の積立金をもとにして毎月1日（計算日）に計算される逓増型の保険金額のことをいいます。
- 死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加死亡保険金額がある場合には、ご契約の際に定められた保険金額に、その該当されたときの増加死亡保険金額を加えてお支払いします（積立金額により保険金額が増加しない場合があります）。
- 増加死亡保険金額は、積立金の増加に応じて変動しますが、前月に計算された増加死亡保険金額を下回ることはありません。
- 増加死亡保険金額は、①の金額が②の金額を上回ったときから生じます。
 - ①計算日の前日までに払い込むべき保険料が払い込まれたものとして、実際に適用された積立利率により計算された計算日の前日末の積立金額
 - ②計算日の前日において、今後の保険料が払い込まれないものと仮定して、その計算日の前日末における保険金額を支払うために必要な、予定利率（年3.00%）により計算された積立金額
- 契約後は、年1回、増加死亡保険金額を契約者に対してお知らせします。

3 この商品のリスクについて

為替リスクについて

- 外貨建ての保険には、為替相場の変動によるリスクがあります。為替リスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します（自己責任原則）。
- 保険料等の払込時の円換算額は毎回変動します。
 - USドル建ての保険料等を円で払い込む場合には、メットライフ生命所定のUSドルの為替レートが適用されます（円入金特約）。この特約の為替レートは日々変更されますので保険料等の円での支払額は毎回のお払い込みごとに変動します。
 - 保険金額および解約返戻金額は、受取時における為替相場により円に換算した金額が、契約時における為替相場により円に換算した金額を下回ることがあります。
 - 保険金等の受取時の円換算額が、保険料等の払込時の円換算額の累計を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ※為替相場に変動がない場合でも、為替レートに含まれる為替手数料により、保険金等の受取時の円換算額が、保険料等の払込時の円換算額の累計を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

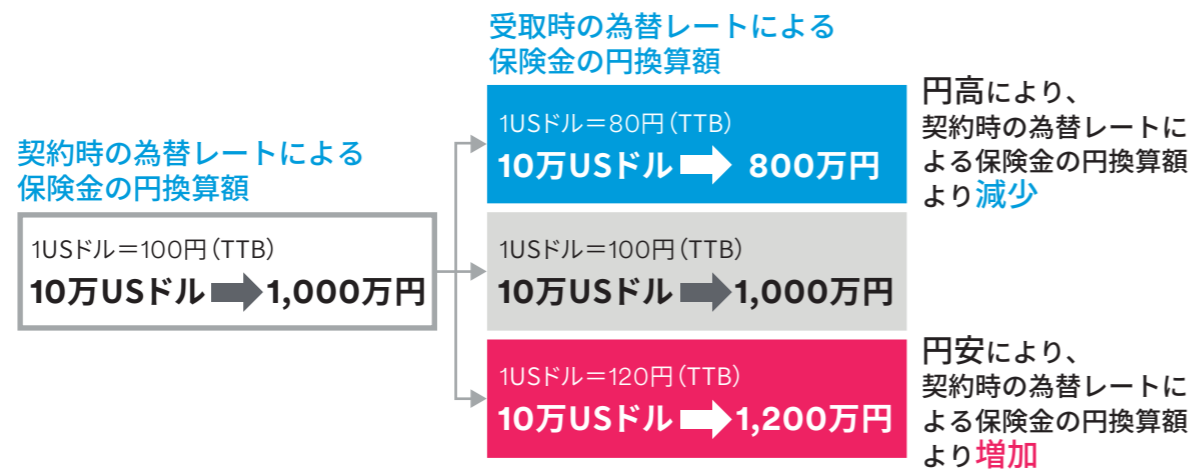
クーリング・オフ等により返金する場合
 外貨で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には、同額の外貨を返金します。募集代理店等で当該外貨を購入してお払い込みいただいた場合、メットライフ生命から返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。
 ※円入金特約を付加して、円で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には、同額の円を返金します。

為替リスクの例

● 保険料の円換算額について



● 保険金額の円換算額について



円高	円の価値が外貨に対して、それまでよりも高くなることをいいます。
円安	円の価値が外貨に対して、それまでよりも安くなることをいいます。
対顧客電信売相場 (TTS)	外貨交換レート。 お客さまが金融機関等から外貨を買うときの一般的な為替レートのことです。
対顧客電信買相場 (TTB)	円交換レート。 お客さまが金融機関等に外貨を売るとき一般的な為替レートのことです。
対顧客電信売買相場仲値 (TTM)	TTSやTTBを決める際に基準となるレートのこと、一般的にはTTSとTTBの中間の値となっています。

※TTMに対して、TTS / TTB間には所定の差が生じます。

低解約返戻金プラン (低解約返戻金特則あり) の場合の解約返戻金について

- 低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間 (低解約返戻金期間) 中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。また、これを円換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替変動の影響を受けます。

4 諸費用について

- 当保険にかかる費用は、「ご契約にかかる諸費用」、「外貨のお取り扱い時にご負担いただく費用」の合計額となります。
- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合は、主契約の費用とは別に「年金を管理するための費用」がかかります。
- 上記のほか、ご契約から10年以内かつ保険料払込期間中に解約・減額される場合等には、経過年数に応じた「解約控除」がかかります。

※くわしくは [注意喚起情報](#) 冒頭赤枠部分をご覧ください。

5 ご契約について

保険期間	終身											
契約者の契約年齢範囲	制限なし											
保険料払込期間 / 被保険者の契約年齢範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料払込期間</th> <th>契約年齢範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年払込満了</td> <td>10年</td> <td>満6歳～満75歳</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>満6歳～満70歳</td> </tr> <tr> <td>歳払込満了(*)</td> <td>55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・90歳まで</td> <td>満6歳～満80歳</td> </tr> </tbody> </table>		保険料払込期間	契約年齢範囲	年払込満了	10年	満6歳～満75歳	15年	満6歳～満70歳	歳払込満了(*)	55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・90歳まで	満6歳～満80歳
		保険料払込期間	契約年齢範囲									
	年払込満了	10年	満6歳～満75歳									
15年		満6歳～満70歳										
歳払込満了(*)	55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・90歳まで	満6歳～満80歳										
*5年以上の払込期間が必要になります。 ※保険料払込期間ごとに契約年齢範囲が異なります。くわしくは担当者までお問い合わせください。												
被保険者	原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申し込みの形態によっては、お引き受けできないことやお申込金額を制限させていただくことがあります。 (例) 被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合											
死亡保険金受取人	原則として、被保険者の配偶者、子または2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※被保険者の2親等以内の血族の方を指定できるのは、被保険者の配偶者・子がない場合に限りです。											
保険金額	最低3万USドル (1,000USドル単位) 最高2億円 (メットライフ生命所定の為替レートを用いて円換算します。) ※お取り扱いの範囲は、契約内容等により異なります。											

保険料	最低保険料	30USドル (1セント単位)												
	保険料払込方法	月払・半年払・年払												
	保険料払込通貨	月払・半年払・年払で払い込む場合		円 (*)										
		前納を選択した場合	全期前納	USドルまたは円 (*)										
			一部前納	円 (*)										
* 円入金特約を付加してお取り扱いとなります。														
前納	<p>契約時に前納をご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 払込期間が10年以下の場合、全期前納となります。 ● 払込期間が10年を超える場合、一部前納となります。 <p>※お取扱いは契約時のみとなります。 ※払込方法は年払のみとなります。 ※保険料にはメットライフ生命所定の利率で割引があります。</p>													
保険料払込経路	<p>以下の払込経路にて保険料をお支払いいただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>払込項目</th> <th>払込方法</th> <th>保険料口座振替日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">口座振替扱 (*)</td> <td>初回保険料</td> <td>お振り込み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2回目以降の保険料 (*2)</td> <td>口座振替</td> <td>払定期月の27日 (*3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 円入金特約を付加して円でお支払いいただきます。くわしくは 契約概要 9 をご覧ください (USドルでの口座振替のお取扱いはありません)。 *2 2回目以降の保険料が2ヵ月連続で口座振替できなかった場合等にはお振り込みいただきます。くわしくはメットライフ生命までお問い合わせください。 *3 金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 ※前納の場合、初回保険料と前納保険料を合計した初回合計保険料はお振り込みとなります。</p>				払込項目	払込方法	保険料口座振替日	口座振替扱 (*)	初回保険料	お振り込み		2回目以降の保険料 (*2)	口座振替	払定期月の27日 (*3)
	払込項目	払込方法	保険料口座振替日											
口座振替扱 (*)	初回保険料	お振り込み												
	2回目以降の保険料 (*2)	口座振替	払定期月の27日 (*3)											
保障 (責任) の開始	第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき (責任開始時) から保障を開始します。													
契約日	責任開始時の属する月の翌月1日													
積立利率の更改	毎月1日													
保険契約者貸付	急な資金が必要になった場合には、保障はそのまま保険契約者貸付をご利用いただけます。貸付金額は、解約返戻金に対してメットライフ生命の定める範囲内となります。利息はメットライフ生命所定の利率で計算します。													

低解約返戻金プラン (低解約返戻金特則あり) の場合について

- 低解約返戻金特則が付加された契約では、保険料払込期間を低解約返戻金期間として同期間中の解約返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。
 ※低解約返戻金特則が付加される場合の保険料は、この特則が付加されている場合の保険料率を使用しますので、付加しない場合の保険料に比べて安くなります。
 ※低解約返戻金特則は主契約の締結の際にのみ付加できます。保険期間中の特則の中途付加および特則のみの解約はお取り扱いできません。
 ※解約返戻金について、くわしくは [契約概要 11](#) をご覧ください。

高額割引について

- 主契約の保険金額が10万USドル以上の場合、主契約の保険料が割安になります (高額割引)。保険料率は以下の区分により変わり、保険金額の高い区分ほど割引率は高くなります (②より③の方が割引率は高く、①は高額割引の対象とはなりません)。
 ①10万USドル未満 ②10万USドル以上～20万USドル未満 ③20万USドル以上
- 高額割引の適用は1契約ごとに判断いたします。1契約にてお申し込みいただく場合には高額割引が適用される場合であっても、ご契約を複数にわけてお申し込みいただく場合には、高額割引が適用されない場合があります。

ご契約引受の注意事項

- 現在入院中の方のご契約は、お引き受けできません。
- **お引き受けに際しては、保障の対象となる方の健康状態や、ご契約に関わるお客さまの情報に基づいて総合的に審査いたします。その結果、お引き受けできない場合があります。**
- 現在ご加入いただいているご契約の保険金額等を考慮したうえで、ご契約をお引き受けできない場合やお引き受けできる保険金額等がお申込金額を下回る場合があります。

払込保険料と保険金額の関係について

- **被保険者の契約年齢、性別、保険料払込期間等によっては、外貨建て払込保険料累計額が外貨建て保険金額を上回る場合があります。**
 ※契約条件ごとの具体的数値については、設計書にてご確認ください。

6 保障内容について

- 各保険金は、責任開始時以後に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

主契約名	保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
積立利率変動型 終身保険 (米国通貨建 2002)	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額(*)	死亡保険金 受取人
	高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後の 傷害または疾病を原因として 所定の高度障害状態に該当 されたとき		

*保険金の支払事由が生じたときに、増加死亡保険金額がある場合には、保険金額に増加死亡保険金額を加えてお支払いします。増加死亡保険金額についてくわしくは [「契約概要 2」](#)「増加死亡保険金額について」をご覧ください。

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、この保険契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、[「ご契約のしおり・約款」](#)の「別表」をご覧ください。

7 保険金等をお支払いできない場合について

- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。

支払事由に 該当しない場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたときには高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に 該当する場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始時からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。

※その他にも保険金等をお支払いできない場合があります。
くわしくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

8 保険料払込免除について

保険料払込免除の種類	保険料払込免除となる場合	免除できない場合の例
積立利率変動型終身保険 (米国通貨建 2002) 〈主契約〉	被保険者が不慮の事故により所定の 身体障害状態(*)に該当されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 契約者または被保険者の故意 または重大な過失の場合(主契約 の場合) 詐欺行為等の重大事由により 解除された場合 等
三大疾病保険料 払込免除特約(2016)	被保険者が悪性新生物、心疾患、 脳血管疾患で所定の状態に該当 されたとき	

* [「ご契約のしおり・約款」](#)の「別表」をご覧ください。

積立利率変動型終身保険(米国通貨建 2002)〈主契約〉について

- 被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

三大疾病保険料払込免除特約(2016)を付加された契約について

- 被保険者が保険料払込期間中に以下のいずれかの事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

悪性新生物	責任開始時の属する日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)以後に、悪性新生物責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき ※上皮内新生物は対象になりません。 ※責任開始時の属する日からその日を含めて90日間の不てん補期間(保障されない期間)があります。
心疾患	責任開始時以後に発病した心疾患の治療を目的として、所定の手術(*)を受けられたとき、または継続20日以上入院されたとき
脳血管疾患	責任開始時以後に発病した脳血管疾患の治療を目的として、所定の手術(*)を受けられたとき、または継続20日以上入院されたとき

*開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管・バスケットカテーテル手術に該当する手術が対象となります。

※三大疾病保険料払込免除特約(2016)が付加される場合の保険料は、この特約が付加されている場合の保険料率を使用しますので、付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

※三大疾病保険料払込免除特約(2016)は主契約の締結の際にのみ付加できます。保険期間中の特約の中途付加および特約のみの解約はお取り扱いできません。

9 付加できる主な特約について

円入金特約	<p>USドル建ての保険料等を円で払い込むことができます。</p> <p>特約を付加した場合、メットライフ生命所定のUSドルの為替レートが適用されます。為替レート・換算基準日・保険料口座振替日は下表の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>払込項目</th> <th>払込方法</th> <th>円入金特約のレート</th> <th>換算基準日</th> <th>保険料口座振替日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初回保険料</td> <td>お振り込み</td> <td rowspan="2">TTM+50銭</td> <td>保険料受領日(メットライフ生命着金日)^(※1) (振り込む日ではありません)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2回目以降の保険料^(※4)</td> <td>口座振替</td> <td>払込期月の13日^{(※2)(※3)}</td> <td>払込期月の27日^(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1} 保険料円換算額に不足分が生じた場合には、契約者から追加でお振り込みいただくことになりますので、当日中にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振り込みください。 ^{※2} 金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 ^{※3} 2回目以降の保険料が口座振替できなかったときは、翌月の振替日に再度口座振替(月払は翌月分とあわせて2ヵ月分)を行います。この場合の円への換算は翌月の換算基準日における為替レートを適用します。 ^{※4} 2回目以降の保険料が2ヵ月連続で口座振替できなかった場合等で、お振り込みが必要となる場合は、保険料受領日(メットライフ生命着金日)の為替レートでお振り込みいただけます。くわしくはメットライフ生命までお問い合わせください。 ※特約を付加することにより、USドルでの口座開設は不要です。 ※特約適用時の仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。 ※この特約の為替レートは日々変更されます。 ※為替相場の変動により、保険料の円での支払額は払込期月ごとに変動します。 </p>	払込項目	払込方法	円入金特約のレート	換算基準日	保険料口座振替日	初回保険料	お振り込み	TTM+50銭	保険料受領日(メットライフ生命着金日) ^(※1) (振り込む日ではありません)		2回目以降の保険料 ^(※4)	口座振替	払込期月の13日 ^{(※2)(※3)}	払込期月の27日 ^(※2)
	払込項目	払込方法	円入金特約のレート	換算基準日	保険料口座振替日										
初回保険料	お振り込み	TTM+50銭	保険料受領日(メットライフ生命着金日) ^(※1) (振り込む日ではありません)												
2回目以降の保険料 ^(※4)	口座振替		払込期月の13日 ^{(※2)(※3)}		払込期月の27日 ^(※2)										
円支払特約	<p>USドル建ての死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金等を円で受け取ることができます。</p> <p>特約を付加した場合、メットライフ生命所定のUSドルの為替レートが適用されます。為替レート・換算基準日は下表の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払項目</th> <th>円支払特約のレート</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金 高度障害保険金</td> <td rowspan="4">TTM-50銭</td> <td>支払日</td> </tr> <tr> <td>解約返戻金(減額の場合を含みます)</td> <td>メットライフ生命における書類受付日</td> </tr> <tr> <td>保険契約者貸付の貸付金</td> <td>特約付加日</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>1回目の年金を支払う日の前日</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※特約を付加することにより、USドルでの口座開設は不要です。 ※特約適用時の仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。 ※この特約の為替レートは日々変更されます。 ※為替相場の変動により、保険金等の円での受取額は保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回る可能性があります。 </p>	支払項目	円支払特約のレート	換算基準日	死亡保険金 高度障害保険金	TTM-50銭	支払日	解約返戻金(減額の場合を含みます)	メットライフ生命における書類受付日	保険契約者貸付の貸付金	特約付加日	年金	1回目の年金を支払う日の前日		
支払項目	円支払特約のレート	換算基準日													
死亡保険金 高度障害保険金	TTM-50銭	支払日													
解約返戻金(減額の場合を含みます)		メットライフ生命における書類受付日													
保険契約者貸付の貸付金		特約付加日													
年金		1回目の年金を支払う日の前日													

三大疾病保険料 払込免除特約(2016)	保障内容等については 契約概要8 をご覧ください。
リビング・ニーズ特約	<p>被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リビング・ニーズ保険金のお支払いは1回のみです。 ●リビング・ニーズ保険金は、3,000万円または主契約の保険金額^(※)の1/2のいずれか小さい額を限度として、被保険者よりご請求いただけます。その際、ご指定いただく金額を特約基準保険金額といいます。 <p>[※]メットライフ生命所定の換算レートで円換算します。</p> <p>※お支払時に6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息と保険料を差し引きます。 ※リビング・ニーズ保険金をお支払いしたとき、主契約に増加死亡保険金額がある場合には、請求日における増加死亡保険金額も、主契約の保険金額が減額された割合に応じて被保険者にお支払いします。</p>
給付金代理請求特約	被保険者の同意を得て給付金代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等や被保険者と契約者が同じ場合の保険料払込免除を請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって配偶者等の代理請求人が保険金等を請求することができます。
年金支払特約	<p>死亡保険金または高度障害保険金を原資(年金基金)として年金を受け取ることができます。</p> <p>※主契約の締結時または保険期間中は契約者が、保険金の支払事由が発生した場合は保険金受取人が付加できます。 ※実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金受取開始時点の基礎率(適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用(年金額の1.00%、2018年12月現在))等に基づいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化等により基礎率等が変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。</p>
年金移行特約	<p>死亡・高度障害保障の全部または一部を解約・減額し、解約返戻金を原資として年金を受け取ることができます(移行した部分の以後の保障はなくなります)。</p> <p>※保険料払込期間満了後の年単位の契約応当日に付加することができます。 ※実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金受取開始時点の基礎率(適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用(年金額の1.00%、2018年12月現在))等に基づいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化等により基礎率等が変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。</p>

※くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

10 配当金について

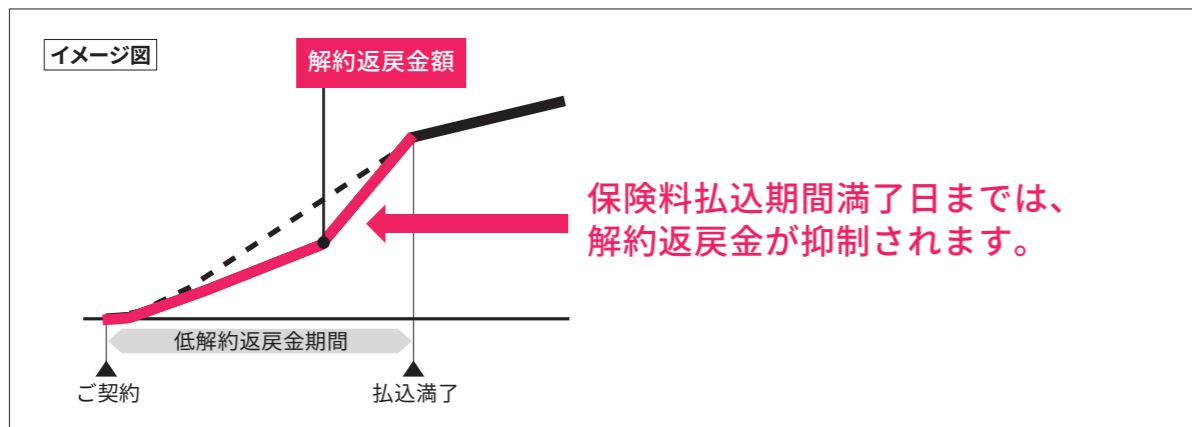
- この保険に配当金はありません。

11 解約返戻金について

- 生命保険では、お払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、維持管理の経費）にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約時には積立金が解約返戻金として支払われます。ただし、ご契約から10年以内かつ保険料払込期間中に解約・減額・払済終身保険への変更をされた場合には解約控除を行いますので、解約返戻金額は経過期間に応じた所定の金額を積立金から差し引いた額となります。
※解約返戻金額の水準につきましては、[6・8ページ](#)の「解約返戻金額例表」をご覧ください。なお、個別具体的な数値につきましては、設計書にてご確認ください。
- 保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約を解約された場合、払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料（未経過期間保険料）があるときには、契約者にお返しします。

低解約返戻金プラン（低解約返戻金特則あり）の場合について

- 低解約返戻金特則が付加された契約では、保険料払込期間を低解約返戻金期間（解約返戻金の水準を低く設定している期間）として解約返戻金を抑制しています。そのため、**低解約返戻金期間中の解約返戻金は、この特則を付加した場合の積立金額をもとに計算した金額に対して所定の低解約返戻金割合（70%～92.5%）を乗じた金額となります。**
※低解約返戻金特則を付加しない場合の解約返戻金に対して低解約返戻金割合を乗じるわけではありません。また、払込保険料累計額に対して低解約返戻金割合を乗じるわけでもありません。



※低解約返戻金割合の詳細につきましては [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

解約・減額は、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください（円に交換する場合は為替リスクがありますので、ご注意ください）。

※解約返戻金を円に交換した場合、保険料の払込時の円換算額の累計を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※「円支払特約」を付加した場合は、メットライフ生命所定の円換算レートが適用されます。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用（ご契約にかかる諸費用）（*1）

項目	ご負担いただく時期
保険契約の締結・維持にかかる費用	保険期間中、保険料または積立金から定期的に差し引きます。 ※保険料から費用を差し引いた金額が、積立金として将来の保険金等のお支払いにそなえて積み立てられます。
死亡・高度障害保障等のための費用	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
資産運用のための運営費率、積立金を最低保証するための保証費率、その他費用	積立利率を計算する際に、当保険の前々月の運用実績から差し引きます。

*1 「ご契約にかかる諸費用」は、保険金額・契約年齢・性別等によって異なりますので、一律には記載できません。

※積立金は積立利率でそのまま運用されるものではありません。

外貨のお取り扱い時にご負担いただく費用

（金融機関で通貨交換をされる場合）

- 外貨建ての保険料等を円から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建ての保険金等を円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。

（金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合）

- 保険料等を外貨で払い込む際や保険金等を外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。

（通貨交換に関する特約等を利用される場合）

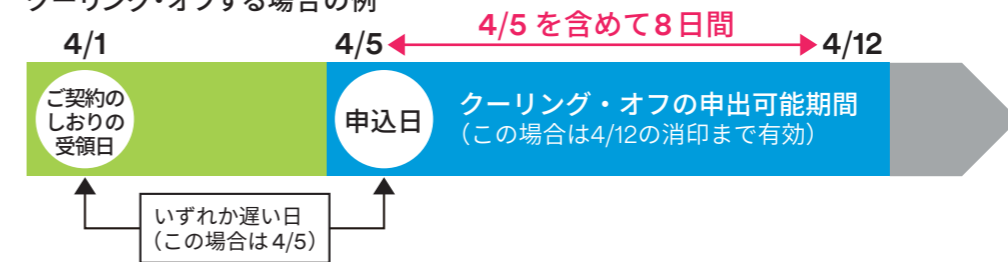
- 「円入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値（TTM）を基準として計算されたレートです。

1 8日以内であれば、クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）ができます

制度の内容

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、「**クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）制度を記載した書面（ご契約のしおり）の受領日**」と「**申込日**」の、**いずれか遅い日からその日を含めて8日以内**であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回等を行うことができます。

クーリング・オフする場合の例



お申出方法

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。下記の事項を記載した書面をメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターあてにご郵送ください。

記載事項	記載例
①お申し込みの撤回等をする旨	20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申し込みを取りやめます。
②契約者の氏名自署・押印	契約者：生保太郎 印
③被保険者の氏名（フリガナ）・生年月日	被保険者：生保花子 生年月日：19XX年X月X日
④契約者の住所・電話番号（日中連絡先）	契約者住所：〒102-XXXX 東京都千代田区紀尾井町 X-X 日中連絡先：03-6658-XXXX
⑤ご契約を特定する事項	申込書番号：XXX0000001 保険種類：〇〇保険
⑥取扱代理店名	取扱代理店：〇〇銀行〇〇支店
⑦返金先金融機関口座	返金先口座：〇〇銀行〇〇支店 普通XXXXXXX 口座名義人：セイホ タロウ 以上

※外貨にて保険料をご入金いただいた場合は、外貨口座をご指定ください。

送り先 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者等に保険料の全額をお返しします（外貨で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には、同額の外貨を返金します。募集代理店等で当該外貨を購入してお払い込みいただいた場合、メットライフ生命から返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります）。

※円入金特約を付加して、円で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には、同額の円を返金します。
※お申し込みの撤回等の手続きについて、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

円入金特約のレート	TTM+50銭
円支払特約のレート	TTM-50銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
※上記のレートは2018年12月現在のものであり、将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2018年12月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約時・減額時等にご負担いただく費用（解約控除）（*2）

- ご契約から10年以内かつ保険料払込期間中に解約・減額・払済終身保険への変更をされた場合には解約控除を行います。解約返戻金額は経過期間に応じた所定の金額を積立金から差し引いた額となります。

*2 「解約控除」は、保険料払込期間・経過期間等によって異なりますので、一律には記載できません。

外貨を円に交換する場合の影響（為替リスク）について

外貨建ての保険には、為替相場の変動によるリスクがあります。

- 保険料等の払込時の円換算額は毎回変動します。
- 保険金額および解約返戻金額は、受取時における為替相場により円に換算した金額が、契約時における為替相場により円に換算した金額を下回ることがあります。
- 保険金等の受取時の円換算額が、保険料等の払込時の円換算額の累計を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

低解約返戻金プラン（低解約返戻金特則あり）の場合の解約返戻金について

- 低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。また、これを円換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替変動の影響を受けます。

適用除外

- 次の場合等にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
 - ① ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
 - ② 債務履行の担保のための保険契約である場合

2 正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

告知の重要性

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、**契約者や被保険者には健康状態等について正しい告知をしていただく義務（告知義務）があります。**

告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、メットライフ生命がおたずねすることについて、被保険者ご自身で、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権はメットライフ生命およびメットライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）には告知受領権がなく、**生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

申込内容や告知内容についての確認

- ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金等のご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただきます。

過去に傷病歴等がある方へ

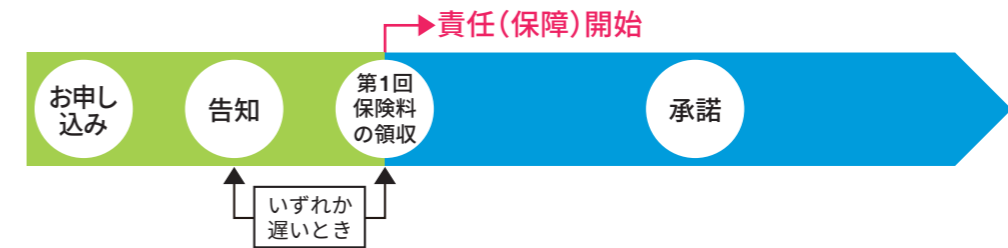
- 過去に病気やケガをされたことがある方等も、保険料の割増や保障の一部を制限する等の条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割増されていますが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。

正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット

- **告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始時からその日を含めて2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。**たとえご請求が責任開始時からその日を含めて2年経過後であっても、2年以内に保険金等の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金等があれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金等をお支払いできないことがあります。責任開始時からその日を含めて2年経過後であっても詐欺による取り消しとなることがあります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たな保険契約」のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取り消しとなることもありますのでご注意ください。

3 保険料の領収または告知のいずれか遅いときから、保障が開始されます

- お申し込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います（責任開始）。



- 三大疾病保険料払込免除特約（2016）の悪性新生物の保障には、所定の不てん補期間（保障されない期間）があります。くわしくは [契約概要 8](#) をご覧ください。
- 生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合があります

次のような場合には、**保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 責任開始時前に生じた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき等、支払事由に該当しない場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した後に支払事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺行為があり、ご契約が取り消しとなった場合
- 保険金等の不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合（例：責任開始時からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡、契約者または受取人の故意による死亡等）

上記に該当する場合でも、保険金等をお支払いできること（*）や、解約返戻金等をお支払いできることがありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

*責任開始時前に発病した疾病について、メットライフ生命がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴等がなく発病した認識や自覚がなかった場合等

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

5 支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続き等

- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページ等にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、同時に複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

保険金等の代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者等所定の範囲内の親族（代理請求人）が保険金等を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

6 保険料のお払い込みがなく払込猶予期間が過ぎた場合、ご契約は失効します

ご契約の失効

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内のお払い込みがない場合でも、払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに保険料のお払い込みがないと、ご契約は効力を失います（失効）。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、メットライフ生命が自動的に保険料を貸し付け、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります（複利計算）。
保険料の自動振替貸付を希望されない場合は、お申し出ください（払込猶予期間満了日までに所定のお手続きが必要となります。くわしくはメットライフ生命までお問い合わせください）。
- 保険商品や契約内容によっては、失効されたご契約でも解約返戻金をお支払いできる場合があります。

例：払込期月と払込猶予期間



* 保険料の自動振替貸付が適用されていない場合、6/1に失効します。

ご契約の復活

- ご契約が失効した場合でも、1年以内であれば契約の復活を請求することができます。ただし、請求に際しては書類提出が必要で、健康状態等によっては復活できない場合があります。ご契約の復活をメットライフ生命が承諾した場合には、告知と所定の金額のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 復活時の告知についても、[注意喚起情報 2](#)のお申込時の告知と同様の「告知義務」等の注意事項が適用されます。

7 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります

- 生命保険では、お払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、維持管理の経費）にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・経過期間等によって異なります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※くわしくは [契約概要 11](#) をご覧ください。

低解約返戻金プラン（低解約返戻金特則あり）の場合について

- 低解約返戻金特則が付加された契約では、保険料払込期間を低解約返戻金期間（解約返戻金の水準を低く設定している期間）として解約返戻金を抑制しています。

※くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

8 この保険には為替リスクがあり、自己責任となります

- 保険料のお払い込みや保険金等のお受け取りで円とUSドルを交換する際には、外国為替相場の変動による影響を受け、円換算額は毎回変動します（為替リスク）。
- この為替リスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します（自己責任原則）。

9 外貨建ての保険料を払い込むときの留意事項についてご確認ください

外貨で入金される場合

- 保険料はUSドル建てです。円にて保険料をご用意される方は金融機関等でUSドルをお求めください。この場合、交換時の為替相場により円換算額が変動します。

円で入金される場合

- 「円入金特約」を付加した場合、USドル建ての保険料を円で入金することができます。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありませんが、保険料の換算基準日ごとに異なります。

※為替レート・換算基準日について、くわしくは [契約概要 9](#) をご覧ください。

10 外貨建ての保険金等を受け取る際の留意事項についてご確認ください

- 円支払特約を付加されると、保険金等を円に換算した金額でお支払いいたします。円支払特約を付加した場合、メットライフ生命所定のUSドルの為替レートが適用されます。この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信買相場 (TTB) を下回ることはありません。

※為替レート・換算基準日について、くわしくは [契約概要 9](#) をご覧ください。

11 生命保険会社が経営破綻した場合等には、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。
- くわしくは生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

ご連絡先 生命保険契約者保護機構
03-3286-2820 (月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
<http://www.seihohogo.jp/>

12 この商品は預金ではありません

- 当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。

13 お申し込みにあたっては借入りをなさらないでください

- この保険は解約返戻金等を円に換算した場合に払込保険料累計額を下回ることもあり、金融機関等からの借入により保険料に充当した場合には借入元利金等の返済が困難になる可能性がありますので、借入りを前提として申し込んだ場合はご契約のお引き受けはできません。

14 現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態等により新たなご契約をお引き受けできなかつたり、告知義務違反等によりご契約が解除・取り消しとなり保険金等をお支払いできない場合があります。

15 相談窓口についてご確認ください

メットライフ生命へのお問い合わせ

- 金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金等のご請求等、各種お手続きやご契約内容に関するお問い合わせにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談、ならびに苦情につきましては、メットライフ生命 お客様相談室までご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 お客様相談室
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

16 税金のお取り扱いについてご確認ください

下記内容は、2018年12月現在の税制に基づきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更等により、下記取り扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取り扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※税金のお取り扱いについては **ご契約のしおり・約款** にも記載しておりますのでご参照ください。

また、当保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取り扱いについては円建ての生命保険と同じとなります。下表内の為替レートと円換算日により外貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険契約と同様に取り扱いします。

	税金の種類	換算時為替レート	円換算日																
保険料の払込時	お払い込みいただいた保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。	TTM(対顧客電信売買相場仲値)	保険料領収日																
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。	[相続税・贈与税の対象となる場合] TTB(対顧客電信買相場) [所得税の対象となる場合] TTM(対顧客電信売買相場仲値)	支払事由発生日																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>子</td> <td>贈与税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得)+住民税</td> </tr> </tbody> </table>			契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税	本人	配偶者	子	贈与税	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
	契約者			被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類													
本人	本人	配偶者または子	相続税																
本人	配偶者	子	贈与税																
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>子</td> <td>贈与税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得)+住民税</td> </tr> </tbody> </table>	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税	本人	配偶者	子	贈与税	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税			
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類																
本人	本人	配偶者または子	相続税																
本人	配偶者	子	贈与税																
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税																
解約返戻金の受取時	解約返戻金と払込保険料累計額との差額が一時所得として所得税・住民税が課税されます。 所得税(一時所得)+住民税	TTM(対顧客電信売買相場仲値)	解約効力発生日																

※「円入金特約」を付加した場合、保険料はメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

※「円支払特約」を付加した場合、死亡保険金・解約返戻金等はメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

個人情報に関する重要事項

1. 利用目的について

メットライフ生命は、お客さまの個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

メットライフ生命は個人番号を番号法に基づき支払調書等にお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2. ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴等の要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。これらの情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人(メットライフ生命の代理店を含む)に提供することがあります。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引き受けリスクの適切な分散のために、メットライフ生命は海外を含む再保険会社に保険契約の引き受けを依頼することがあります(再保険会社はメットライフ生命から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引き受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、保険金・給付金等のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人等の氏名、住所、戸籍書類等、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3. 外部への提供

メットライフ生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(メットライフ生命の代理店を含む)へ委託する場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、メットライフグループ各社で共同利用する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑦その他法令に根拠がある場合

その他詳細および最新情報はメットライフ生命ホームページ www.metlife.co.jp に記載しています。

契約情報の利用について

[契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度]

メットライフ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引き受け、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しています。